

事務事業名	療養介護事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画				事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	障害者総合支援法					☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～			
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする者に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。 療養介護のうち、医療にかかわるものを療養介護医療として提供する。 医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供する。 国県負担金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 利用者が申請をする。訪問調査により状況を把握し、審査会において障害支援区分・認定期間を認定、サービスの支給期間・利用者負担上限額を決定し受給者証を交付する。利用者は県が指定した事業所を選択し契約してサービスを利用。利用者が1割を負担する。 2年度計画 前年度と同様		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 事業申請者数	人	4	6	6	6	6
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 身障手帳1・2級保持者のうち肢体不自由者 （(1)筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者、(2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者等）		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 身障手帳1・2級保持者のうち肢体不自由者	人	487	498	472	460	460
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 在宅での介護が困難な障がい者が、施設において、機能訓練や日常生活上の世話を受けられるようにする。		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 事業利用者数	人	4	6	6	6	6
		イ 延べ利用日数	日	1,460	2,106	2,190	2,196	2,190
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい者の自立と社会参加の支援		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
		ア 支援を受けて社会参加を図った障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移			単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	6,323	9,102	9,531	9,715	9,715
			県支出金	千円	3,162	4,551	4,765	4,857	4,857
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	3,162	4,551	4,767	4,858	4,858
			事業費計 (A)	千円	12,647	18,204	19,063	19,430	19,430
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	105	105	105	105	105
			人件費計 (B)	千円	436	436	438	425	425
			トータルコスト(A)+(B)	千円	13,083	18,640	19,501	19,855	19,855

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく介護給付の1つのサービスとして実施することとなった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	当初は、18歳未満は県、18歳以上は市がサービスを提供していたが、経過措置により、18歳未満で利用を開始した者が18歳を超えた場合でも引き続き県でサービスを提供していた。 平成24年度に経過措置が廃止されたことにより、県でサービスを提供していた18歳以上の者4名と新規1名の利用が開始された。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年4月から、医療分は別途国庫金となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	